



厚生労働省福島労働局発表
令和2年6月15日
※交付式終了後解禁

担当

福島労働局雇用環境・均等室
室長 富塚 リエ
室長補佐 金澤 利美
TEL 024-536-4609

えるぼし「女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定」取得
～認定通知書交付式を開催します～

公益財団法人 湯浅報恩会（郡山市）

理事長 ゆあさ ひろお
湯浅 大郎（医療業）



社会福祉法人 すこやか福祉会（福島市）

理事長 しばた つかさ
柴田 司（介護事業）

- 1 福島労働局（局長 岩瀬 信也）は、公益財団法人湯浅報恩会（理事長 湯浅 大郎）、社会福祉法人すこやか福祉会（理事長 柴田 司）から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、申請企業における女性の活躍推進のための取組が認定基準の全評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④女性管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たすことから、最も高い認定段階である「第3段階」に認定しました。
- 2 認定事業主に対する「認定通知書交付式」を実施します。
- 3 今回の認定により、福島県内で8、9件目の認定事業主（「第3段階」認定は6、7件目）になりました。

○日 時：令和2年6月16日（火） 10：30～

○場 所：福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）

交付式の写真撮影、認定企業への事前取材、交付式後の取材は可能です（会場に直接お越し下さい）。

(添付資料)

資料1 認定事業主の取組の概要

資料2 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）とは？

資料3 認定を受けた企業名簿（福島県内）

資料4 認定企業分布図（福島県内）

公益財団法人 湯浅報恩会 (郡山市)

■代表者：理事長 ゆあさ ひろお
湯浅 大郎

■事業内容：医療業

■労働者数：904人（男性 202人、女性 702人）



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

1. 正社員の採用において、女性の競争倍率が男性の競争倍率と同程度で、女性の採用が進んでいます。
女性 医療職 1.14 倍、技術職 1.56 倍 事務労務職 5.95 倍
男性 医療職 1.10 倍 技術職 1.82 倍 事務労務職 6.00 倍
2. 直近の事業年度において、正社員の平均継続勤務年数が、女性と男性との差が少なく、男女ともに働き続けやすい職場になっています。
女性 医療職 10.96 年 技術職 9.50 年
男性 医療職 8.98 年 技術職 12.15 年
3. 直近の事業年度において、各月の時間外・休日労働の時間数の合計が、正社員は医療職平均 3.1 時間、技術職 4.1 時間、事務労務職 4.8 時間、有期雇用者の平均は 1.6 時間と、仕事と生活が両立しやすい職場になっています。
4. 管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合が 45.8% と高く、同業種（42.3%）の中でも女性の登用が進んでいます。
5. 直近の 3 事業年度において、女性の非正社員から正社員への転換（35 名）、30 歳以上の女性の正社員としての中途採用（14 名）といった多様なキャリアコースが実施されています。

<事業所からのコメント>

女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定し、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主として、「えるぼし認定」を取得することが出来ました。えるぼし認定の中でも、全ての項目で要件を満たし、えるぼし最高位の「段階 3」の認定になります。

当法人は、医療機関ということもあり女性従業員が多い職場になります。女性の活躍推進に積極的に取り組み、子育てしやすい職場環境づくり、仕事と家庭の両立支援、男女共同参画等に多く関わってきました。また、今年の 4 月からは、有給休暇取得促進と管理の簡略化を目的に、新入職員含む全職員対象に有給休暇付与日の統一、さらに 2 時間単位で取得できる有給休暇制度を開始し、より一層子育て支援の充実を図っています。

今後も女性が一生懸命いきいきと当法人で働きたいと思えるような医療機関として、環境整備の充実と従業員への支援を行ってまいります。

社会福祉法人 すこやか福祉会 (福島市)

■代表者：理事長 しばた 柴田 つかさ 司

■事業内容：介護事業

■労働者数：248人（男性 54人、女性 194人）



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

1. 正社員の採用において、女性の競争倍率が男性の競争倍率と同程度で、女性の採用が進んでいます。
(女性 介護職 1.63 倍、男性介護職 1.67 倍)
2. 直近の事業年度において、正社員の平均継続勤務年数が、女性と男性との差が少なく、男女ともに働き続けやすい職場になっています。
女性 介護職 6.9 年 事務職・介護支援専門員他 8.9 年
男性 介護職 6.3 年 事務職・介護支援専門員他 7.5 年
3. 直近の事業年度において、各月の時間外・休日労働の時間数の合計が、正社員は介護職が平均 8.9 時間、事務職等が平均 1.8 時間、有期雇用者の平均は 1.2 時間と、仕事と生活が両立しやすい職場になっています。
4. 管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合が 69.2% と非常に高く、同業種（42.3%）の中でも女性の登用が進んでいます。
5. 直近の 3 事業年度において、女性の非正社員から正社員への転換（14 名）、30 歳以上の女性の正社員としての中途採用（10 名）といった多様なキャリアコースが実施されています。

<事業所からのコメント>

この度、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として、すべての認定基準を満たすことができ、第3段階のえるぼしの認定をいただきました。

平成 7 年に法人を設立し、現在は福島市内に 5 つの拠点で 13 の事業所を運営しています。

女性職員の割合が 78% を超え、女性が活躍できる職場、子育てをしながら継続して働くことのできる環境を整えて参りました。

また、男女の差なくスキルアップできる制度があり、女性管理者も多く、後進の手本となっています。

今後も女性が活躍できる職場を整備し、「家庭と仕事の両立」が図れるよう努めて参ります。

「女性活躍推進法」に基づく認定(えるぼし認定)とは?





① 女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定制度

女性活躍推進法が施行され、事業主の皆様は、平成28年4月1日から ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。

(301人以上の労働者を雇用する事業主は義務、300人以下の事業主は努力義務)

この行動計画を策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。改正法により従来の「えるぼし」認定に加え、新たに「プラチナえるぼし」認定が創設されました。(令和2年6月1日施行)

② 認定の段階と認定マーク

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>(※) 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

③ 認定を受けるメリット

認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。

認定企業をPRすることで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上が期待できます。

女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定（えるぼし）

認定とは

- 行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
- 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。

福島県における認定企業名簿

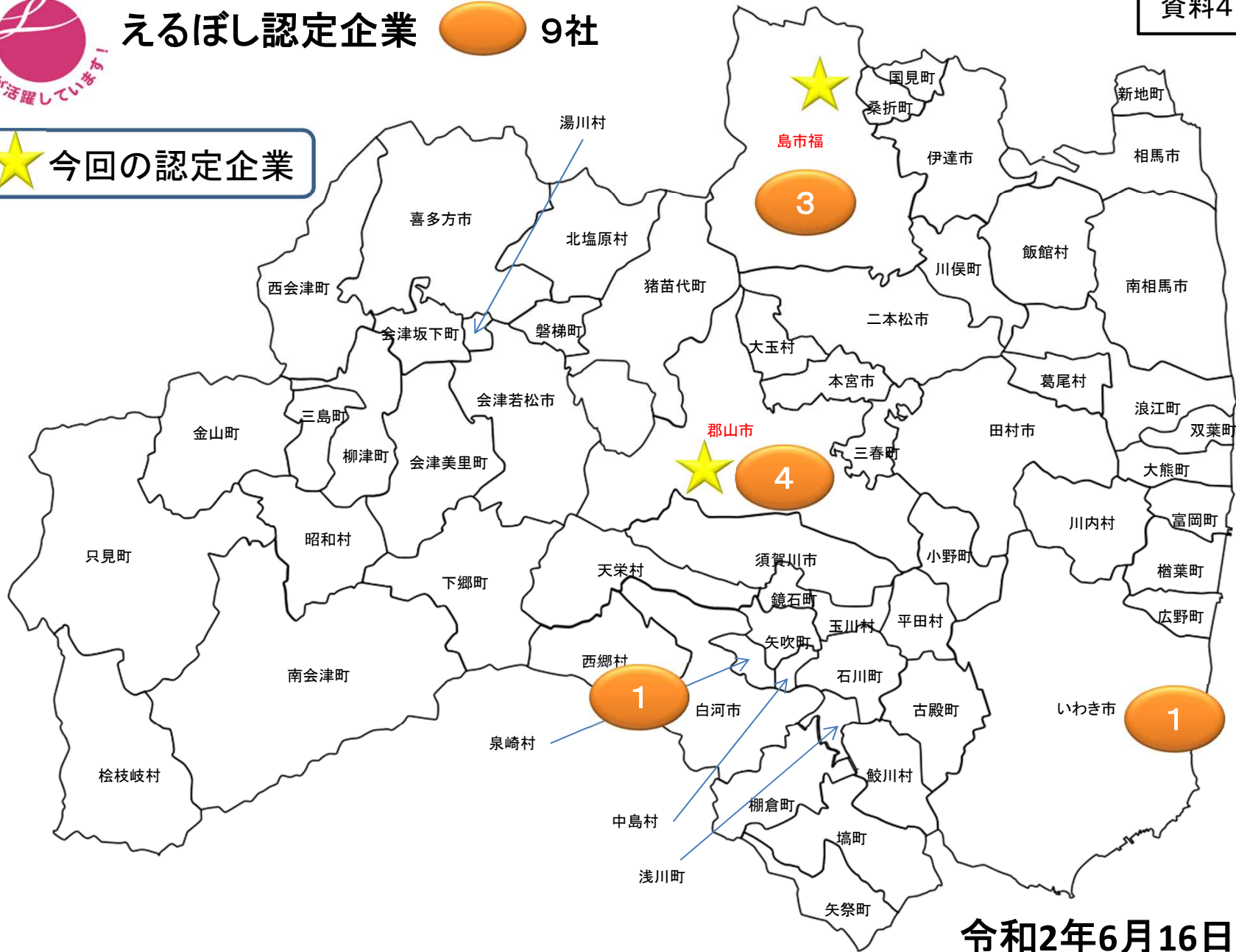
企業名	業種	認定年月日	認定段階
(社福)太田福祉記念会	医療・福祉	平成28年6月1日	 3
(株)東邦銀行	金融業、保険業	平成28年9月1日	 2
(株)福島銀行	金融業、保険業	平成28年9月7日	 2
(株)ニラク	生活関連サービス業、娯楽業	平成29年3月1日	 3
(社福)福島県社会福祉事業団	医療・福祉	平成30年1月9日	 3
(株)GlobalAssist	教育、学習支援業	令和2年3月10日	 3
(公財)磐城済世会	医療・福祉	令和2年3月30日	 3
(公財)湯浅報恩会	医療・福祉	令和2年5月21日	 3
(社福)すこやか福祉会	医療・福祉	令和2年5月21日	 3



えるぼし認定企業 9社

資料4

★ 今回の認定企業



令和2年6月16日現在